

まとめ 集会宣言（案）

本来、公共事業とは国民のものであり、国を含めた事業者のものではない。

この観点から見て近年、人権侵害も顧みずに強行される逆転の事例が目立ってきた。

この集会で私たちは下に記す「逆転の事例」を共有した。

- ◇ 安易な土地収用法の適用と土地収用法自体がもつ人権侵害要素。
- ◇ ダムによる治水しか頭にない河川法の限界。
- ◇ 計画段階評価、再評価等が、事業者の思うがままになされている。
- ◇ 科学的検証抜きに立法された大深度法を適用した事業の過酷な実態。
- ◇ 採算性を無視した無謀な公共事業の実態。
- ◇ 一度決めたことは見直しできない、とする硬直化した公共事業の実態。
- ◇ 上記問題を司法に訴えても、その裁きは「事業者の裁量権の範囲」。

国の方針を決め、監視するのは国会でありその原点は国民である。

私たちは、公共事業が、国を含めた事業者目線では無く、地域で暮らす生活者目線で行われること求め、国会がこの原点に戻り本来の役割を果たすことを期待する。公共事業を本来の姿に改めるために、私たちは、国会での議論と現地での行政の実態を国民が常時チェックする機会を設けることを確認した。

2023年9月28日

大集会「公共事業を糾す」参加者一同